

蒸気発生器水リーク試験装置  
ミストセパレータのヒーター製作

仕様書

## 第1章 一般仕様

### 1.1 件名

蒸気発生器水リーク試験装置ミストセパレータのヒーター製作

### 1.2 目的

本件は国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下、原子力機構）大洗原子力工学研究所高速炉安全性第3試験室に設置している蒸気発生器水リーク試験装置（以下、SWAT-3R）のミストセパレータ（以下、RT）にヒーター製作を行うものである。ミストセパレータについては、ナトリウム-水反応実験時に生じる水素ガスや反応生成物の気体や固体を分離して、安全に試験を行うための機器であるため、新規にヒーターを製作し、据付することで、高速炉の実証炉開発に必要となるナトリウム-水反応実験を安全、確実に実施することができるものである。なお、本件は、「令和5年度高速炉実証炉開発事業（基盤整備と技術開発）」の一環として実施するものである。

### 1.3 契約範囲

#### 1.3.1 契約範囲内

①RT のヒーター製作据付	一式
②試験検査	一式
③提出図書の作成	一式

#### 1.3.2 契約範囲外

第1章3項1号記載の契約範囲内に記載なきもの

### 1.4 納期

令和9年3月26日

### 1.5 納入場所及び納入条件

#### 1.5.1 納入場所

茨城県東茨城郡大洗町成田町4002番地

国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構

大洗原子力工学研究所

高速炉研究開発部 原子炉安全工学グループ

高速炉安全性第3試験室

#### 1.5.2 納入条件

据付調整後渡し

## 1.6 提出図書

No.	図書名	部数	提出時期
(1)	全体工程表	3 部 <sup>*1</sup>	契約後速やかに
(2)	作業要領書	3 部 <sup>*1</sup>	作業開始前適宜
(3)	作業報告書	3 部	作業完了後
(4)	検査要領書	3 部 <sup>*1</sup>	検査開始前適宜
(5)	検査成績書	3 部	検査後適宜
(6)	完成図書電子情報 (DVD 等媒体) <sup>*2</sup>	1 部	検収前まで
(7)	打合せ議事録	3 部 <sup>*1</sup>	打合せ後適宜
(8)	委任又は下請負届 <sup>*3</sup>	1 部	作業開始前適宜
(9)	作業安全組織・責任者届 <sup>*4</sup>	1 部	作業開始前適宜
(10)	作業関係者名簿 <sup>*4</sup>	1 部	作業開始前適宜
(11)	作業責任者認定証写し <sup>*4</sup>	1 部	作業開始前適宜
(12)	リスクアセスメントシート <sup>*4</sup>	1 部	作業開始前適宜
(13)	一般安全チェックリスト <sup>*4</sup>	1 部	作業開始前適宜

\*1 確認対象図書（作業要領書、検査要領書については内容に応じ適宜選定）。初版時及び改訂で原子力機構の確認を要する時は4部提出すること。原子力機構は、確認図書を受領したときは、1部は受領日を記載した確認印を押印して返却する。発行後2週間を期限として、審査を完了し、期限を越えて修正等を指示しないときは、確認したものとする。

\*2 (1)～(5)及び(7)を束ねたもの

\*3 機構指定様式。下請負等がある場合に提出のこと。

\*4 大洗原子力工学研究所指定様式

## (提出場所)

日本原子力研究開発機構 大洗原子力工学研究所

高速炉研究開発部 原子炉安全工学グループ

## 1.7 検収条件

第1章5項1号に示す納入場所に据付後、第2章4項に定める試験検査並びに提出図書の合格をもって検収とする。

## 1.8 支給品及び貸与品

### (1) 支給品

①配管支持装置

②ヒーター(一部)

③現地作業にあたって必要な水及び電気を無償支給する。

④必要に応じ、協議の上、原子力機構が必要と認めたものを支給する。

(2) 貸与品

①設計図書類

②協議の上、原子力機構が必要と認めたもの

1.9 協議

本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合には、原子力機構と受注者の協議により決定し、受注者の作成する議事録にて双方で確認した後、作業するものとする。議事録で確認した事項は、本契約仕様書に準じた効力を持つものとする。

1.10 機密の保持

受注者は、本業務の実施にあたり、知り得た情報を厳重に管理し、本業務遂行以外の目的で、受注者及び下請会社等の作業員を除く第三者への開示、提供を行ってはならない。

1.11 環境管理の遵守

- (1)受注者は、大洗研原子力工学研究所環境方針を遵守し、省エネルギー、省資源に努めること。
- (2)受注者は、大洗原子力工学研究所構内に乗り入れる車両のアイドリングを禁止し、自動車排気ガスの低減に努めること。

1.12 グリーン購入法の推進

- (1)本契約においてグリーン購入法に該当する環境物品が発生する場合は、調達基準を満たした物品を採用することとする。
- (2)本仕様に定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法に該当するため、当該基準を満たしたものであること。

1.13 適用法規・規格基準

本契約において第1.3項に定める契約範囲の実施にあたっては、該当する設備に対して下記の法規および規格等を遵守すること。

- (1)消防法
- (2)労働安全衛生法
- (3)日本産業規格
- (4)電気設備技術基準
- (5)建築基準法
- (6)原子力機構大洗原子力工学研究所の定める安全関係の規定類（主なものは以下の通り）
  - ① リスクアセスメント管理運営規則実施要領
  - ② 作業責任者等認定制度運用要領
  - ③ 作業の安全管理要領
  - ④ 安全管理仕様書

必要に応じ

(7)その他公的な関係法令・規格

#### 1.14 作業員の資格

現地作業を実施する場合は、大洗原子力工学研究所が定める「作業責任者認定制度運用要領」により、現場責任者の認定を取得すること。また、法令上、作業者に資格が必要な作業は有資格者に行わせること。

以上の資格、資質については、当該作業が開始する前にそれを証明する資料を書面等で原子力機構に提出すること。

#### 1.15 記録の管理

本件の作業において発生する記録等の書類は、受注者が作成、管理し、原子力機構の求めに応じ速やかに提出すること。記録に修正が生じた場合には、修正履歴が分かる形とする。また、全面的に修正する必要がある場合は、原子力機構の確認を得た後に作成し、旧記録は誤用防止の為、廃棄処分する。

#### 1.16 外部調達品の品質確保

受注者が外部から調達する機器類がある場合、または、作業の一部を外注する場合は、受注者の品質保証計画書に従い品質管理を徹底させる。また、外注先の品質保証体制が不十分であると受注者が判断した場合は、受注者の品質保証のプロセスを外注先に適用させる等して、品質確保に努めること。

#### 1.17 産業財産権等の取り扱い

産業財産権等の取扱いについては、別紙-1「知的財産権特約条項」による。

#### 1.18 産業廃棄物の処分

本件の作業において発生する産業廃棄物は、受注者の責任下で処分を行うものとする。処分完了後、マニフェストの写しを原子力機構に提出すること。

#### 1.19 特記事項

原子力機構より貸与される設計図書及び仕様書について施行前に十分確認、検討を行なうこと。その結果見直し、修正等がある場合には原子力機構の確認を得た後当該図書を修正し提出すること。原子力機構が貸与した設計図書及び仕様書に基づき製作された機器及び設備等はすべて受注者が責任を負うものとする。

## 第2章 技術仕様

### 2.1 概要

SWAT-3Rの屋外に設置している、RTのヒーター、熱電対、付属品の製作、更新を行うとともに、保温材、配管支持装置の復旧及び設置を実施するものである。

### 2.2 ヒーター、熱電対、付属品の製作、更新

(1) 製作するヒーターの仕様を表1に示す。既設と同等の容量と長さにてヒーターを製作すること。

表1 ヒーターの仕様

系統No.	ヒーターNo.	ヒーター全長 L(mm)	発熱部長さ LW(mm)	ヒーター径 (mm)	容量 (W)	電圧 (V)	電力密度 (W/cm <sup>2</sup> )	員数 (本)	備考
H602-04.2	H602-04-05	4,179	3,675	φ15	1,560	200	0.90	1	4B×3.62
	H602-04-06	1,580	1,072	φ10	220	200	0.65	1	6B×0.38
H601-01	MS-H-1-1～10	7,800	7,800	φ4.8	1,000	200	0.85	10	型式：H95
H601-02	MS-H-2-1～15	7,800	7,800	φ4.8	1,000	200	0.85	15	
H601-03	MS-H-3-1～10	7,800	7,800	φ4.8	1,000	200	0.85	10	
H601-04	MS-H-4-1～10	7,800	7,800	φ4.8	1,000	200	0.85	10	
H601-05	MS-H-5-1～5	7,800	7,800	φ4.8	1,000	200	0.85	5	

(2) 製作する熱電対の仕様を表2に示す。既設と同等の仕様で熱電対を製作すること。

表2 熱電対の仕様

系統No.	TE1602C09	T611～615
測定範囲	0～600°C	0～750°C
素子種類	K(CA)	SK型
素子外径	0.51mmΦ	0.51mmΦ
ウェル長さ	645mm	237mm
ウェル口径 形式	6.0 mmΦ/バンド固定式	15.0 mmΦ/固定用ボルト
ウェル材質	SUS316	SUS316L
シーズ長さ	645mm	220mm
シーズ径	3.2mmΦ	3.2mmΦ
端子箱	有	有
端子箱構造	防滴形	防滴形
最高使用温度	555°C	555°C
計器精度	JIS クラス2(0.75級)	JIS クラス2
本数	1	5

(3) 更新するヒーター、熱電対の付属品である電工資材を既設と同等の形状、系統にて更新する。

## 2.3 ヒーター、熱電対更新及び復旧

### (1) 保温板金取り外し

- ・保温板金の取外し箇所を図1に示す。
- ・図1に示す部分の板金を取り外し、保温は法令等に則り、安全対策を検討、実施した後に取外すこと。取外した、保温板金は産業廃棄物にて処分すること。

### (2) ヒーター等の取り外し

- ・表1及び表2のヒーター及び熱電対の取外し及び解線を実施すること。
- ・取外すヒーター等の詳細は図2～図5に示す。
- ・取外したヒーター等は原子力機構が指示する場所へ一時保管すること。今後使用しないヒーターはスクラップにて処分すること。

### (3) ヒーター、熱電対の新規施工、既存ヒーター、配管支持装置の復旧

- ・2.2項で製作したヒーター、熱電対を容器、配管等に施工すること。ヒーターのピッチ等は既存と同等にする。また、表3に示すヒーターについては、機構からの支給品とし、配管等に施工すること。
- ・取付位置及び昇温ブロックについては既存と同等にすること。
- ・端子は接続口を下に向けて取り付け、適宜、雨養生等の処置を行うこと。
- ・詳細は図2～図6に示す。
- ・表4には機構から支給する配管支持装置を示す。既存の配管支持装置を撤去する。架台、レストレイント、固定端等の溶接部は既存と同様に実施すること。

表3 ヒーター復旧リスト(支給品)

系統 No.	ヒーターNo.	ヒーター全長 L(mm)	発熱部長さ LW(mm)	ヒータ径 (mm)	容量 (W)	電圧 (V)	電力密度 (W/cm <sup>2</sup> )	員数 (本)	備考
H602-07	H602-07-01	3,826	3,268	φ 10	830	200	0.81	1	10B×1.28
	H602-07-02	3,638	3,080	φ 10	880	200	0.91	1	10B×1.36
	H602-07-04	923	510	φ 15	230	200	0.96	1	3B×0.64
H602-09	H602-09-01	4,602	3,978	φ 12	1,000	200	0.67	1	BOXヒータ

表4 配管支持装置(支給品)

機器名	系統 No.	メーカー	仕様等	本数
-----	--------	------	-----	----

スプリング ハンガー	K300-001-022H	三和テッキ	材質：SS, SUS304, STKR400 全長：1,455mm 既設配管クランプ径：50A サイズ/タイプ：120mm/B-OS	1
スプリング ハンガー	K300-001-095H	三和テッキ	材質：SS, SUS304, STKR400 全長：2,567mm 既設配管クランプ径：50A サイズ/タイプ：120mm/B-6	1
油圧防振器	K600-001-065S	三和テッキ	材質：SS, SUS304, STKR400 全長：1,928mm 既設配管クランプ径：100A サイズ/タイプ：0.6t/EA型 ストローク/荷重：100mm/5.88kN	1
油圧防振器	K600-001-071S	三和テッキ	材質：SS, SUS304, STKR400 全長：1,060mm 既設配管クランプ径：100A サイズ/タイプ：0.6t/EA型 ストローク/荷重：100mm/5.88kN	1
油圧防振器	K600-001-075S	三和テッキ	材質：SS, SUS304, STKR400 全長：950mm 既設配管クランプ径：100A サイズ/タイプ：0.6t/EA型 ストローク/荷重：100mm/5.88kN	1
スプリング ハンガー	K600-001-069H	三和テッキ	材質：SS, SUS304, STKR400 全長：1,286mm 既設配管クランプ径：100A サイズ/タイプ：120mm/B-8	1
コンスタント ハンガー	K600-001-030H	三和テッキ	材質：SS, SUS304, STKR400 全長：843mm サイズ/タイプ：CS H2B-B1A 最大トラベル/荷重：130mm/6.98kN	1
ロッド レストレイント	K600-003-014RA	三和テッキ	材質：SS, SUS304, STKR400 全長：1,084mm以上 既設配管クランプ径：250A サイズ/タイプ/：RTS 1t 荷重：9.80kN	1

ロッド レストレイント	K600-003-014RB	三和テッキ	材質：SS, SUS304, STKR400 全長：1,084mm 以上 既設配管クランプ径：250A サイズ/タイプ/：RTS 1t 荷重：9.80kN	1
油圧防振器	K600-002-042S	三和テッキ	材質：SS, SUS304, STKR400 全長：2,000mm 既設配管クランプ径：300A サイズ/タイプ：3.0 t /EA型 ストローク/荷重：100 mm/29.4 kN	1
ロッド レストレイント	K600-003-901R	三和テッキ	材質：STPG370, SUS304, STKR400, SS 全長：1,134mm 以上 既設配管クランプ径：50A サイズ/タイプ/：RTS 0.6t 荷重：5.88 kN	1

#### (4) 保温板金施工

- ・図1に示す保温板金取外し箇所を新規品に施工すること。既設と同様の仕様と厚さすること。詳細を図7及び図8に示す。
- ・保温材の継ぎ目は隙間が極力生じないように施工すること。保温材の隙間は水練りコンパウンド等で充填する。
- ・保温板金の継ぎ目は防炎防水のコーティング材にてシールする。
- ・保温材及び板金の仕様は以下の通りである。

①施工箇所 : 配管(3B, 4B, 12B 配管)  
 保温厚さ : 既設と同等 1層目 マイクロサーム等  
               既設と同等 2,3 層目 ロックウール  
 板金材質 : SUS 製 (既設部分がパッチン錠になっている部分は同等する)

②施工箇所 : RT 上部鏡部  
 保温厚さ : 既設と同等 ケイ酸カルシウム系 3層  
 板金材質 : SUS 製 (既設部分がパッチン錠になっている部分は同等する)

③施工箇所 : RT 脳部  
 保温厚さ : 既設と同等 ケイ酸カルシウム系 3層  
 板金材質 : SUS 製 (既設部分がパッチン錠になっている部分は同等する)

④施工箇所 : NV603

保温厚さ	: 成形保溫材
板金材質	: 防水カバー

本件の作業実施にあたっては、高所作業、火気取扱作業、重量物運搬等における安全対策を十分に検討した上で着手すること。なお、現地作業に必要な電源（電動工具や溶接機など）は、受注者が仮設発電機（電源ケーブルや燃料含む）を準備すること。

#### 2.4 試験検査

第2.3項の実施内容について、以下の項目の試験検査を実施すること。なお、試験検査を実施するにあたり、事前に検査要領書へ検査項目及び判定基準等を記載の上、提出すること。

##### (1) 外観・員数検査

目視により外観に有害な損傷や歪み等が無いことを確認する。また、員数が仕様書通りであることを確認する。

##### (2) 絶縁抵抗検査

絶縁抵抗測定を実施し、機器が健全であることを確認する。

以上

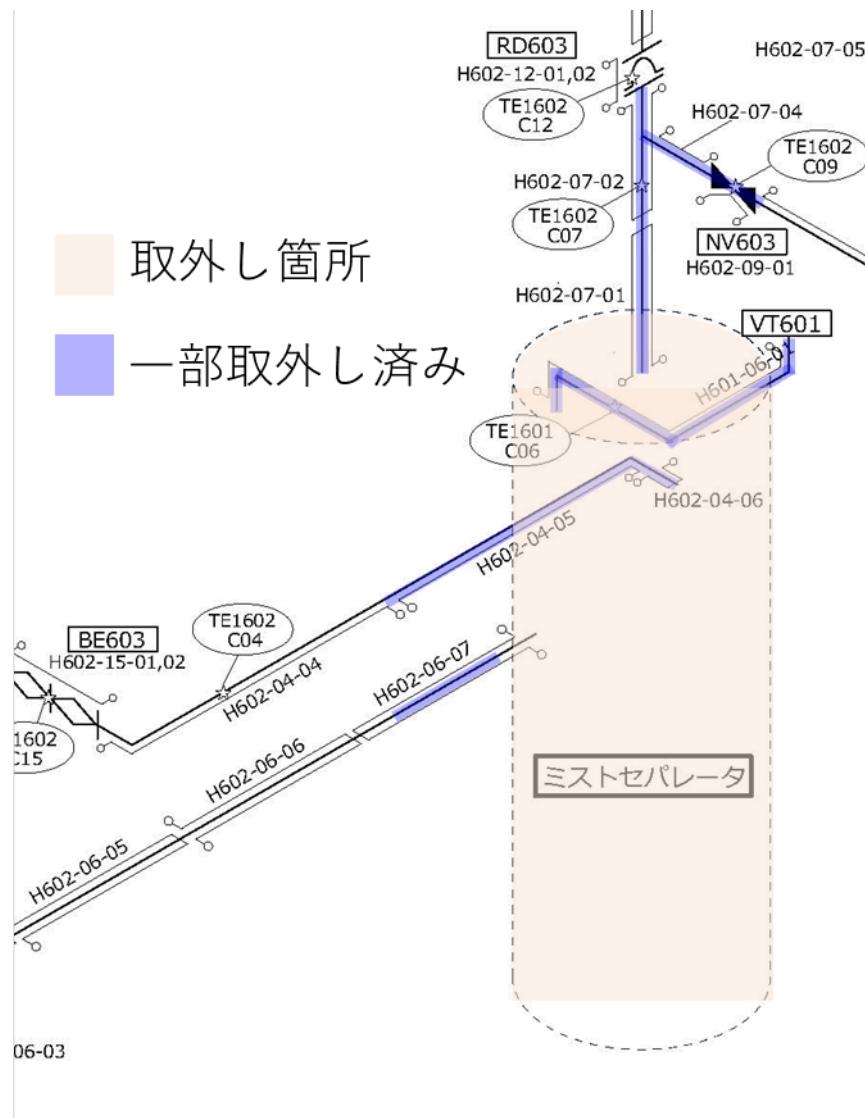
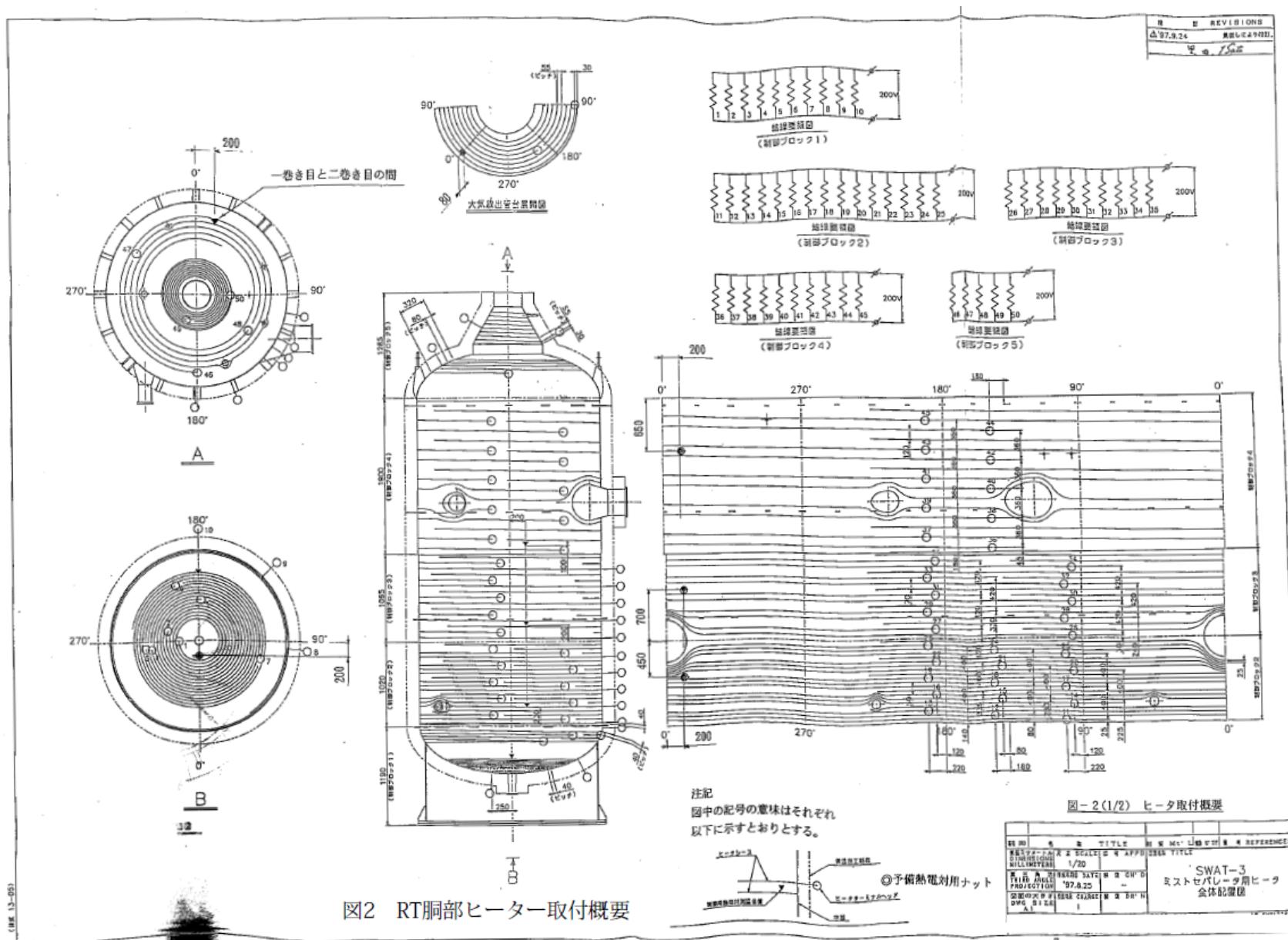


図1 保温板金取外し箇所



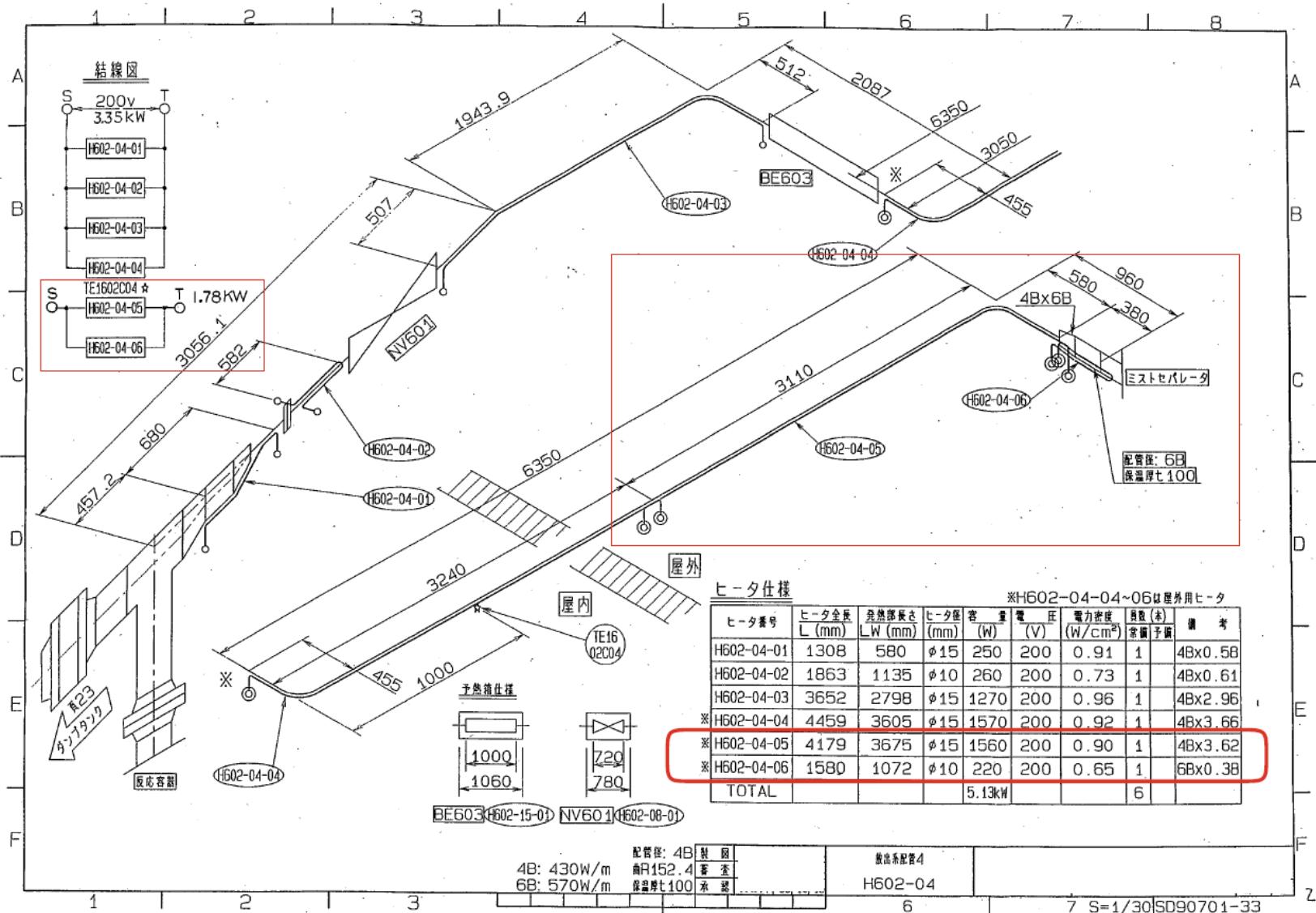


図 3 H602-04

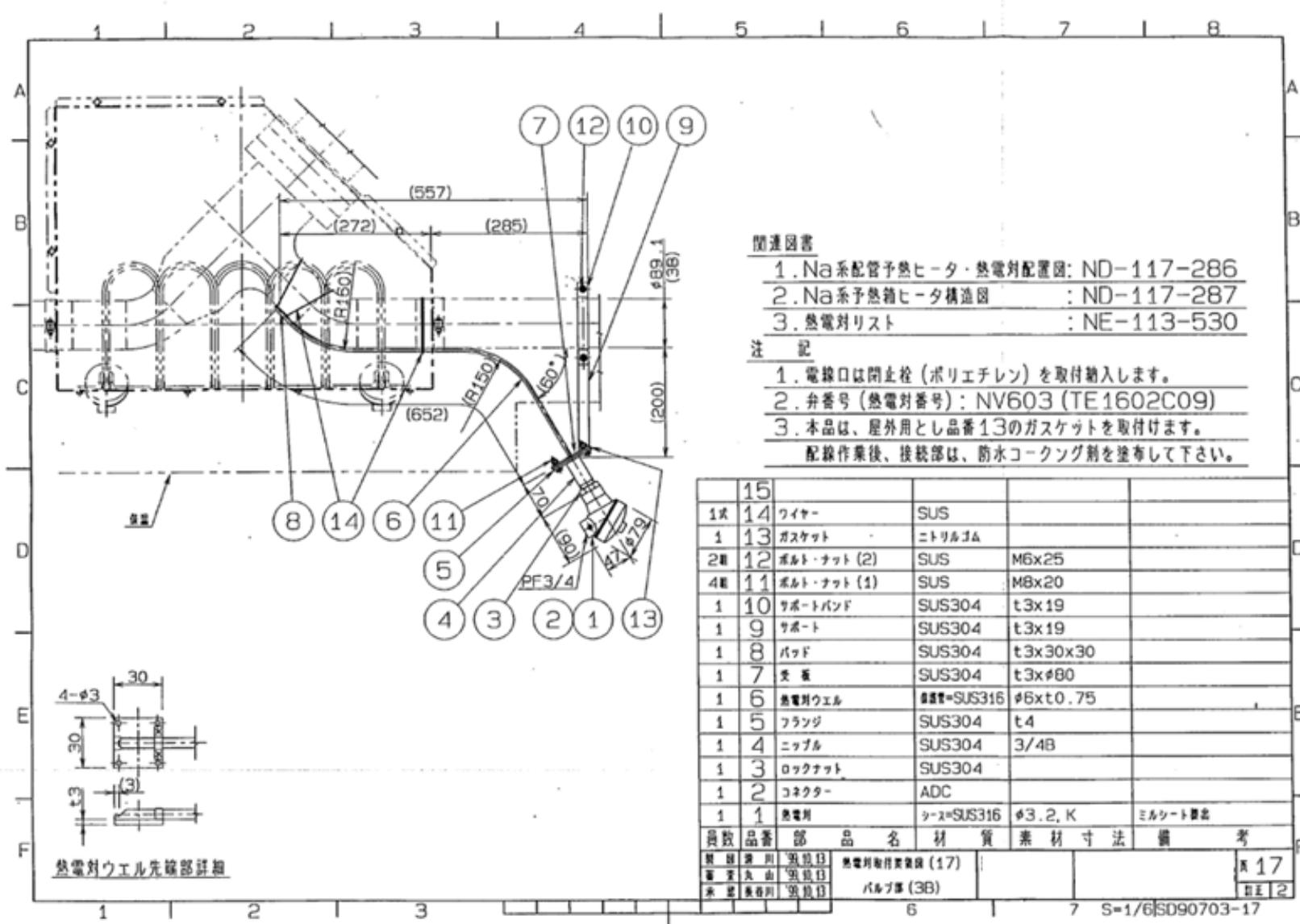


図 4 TE1602C09

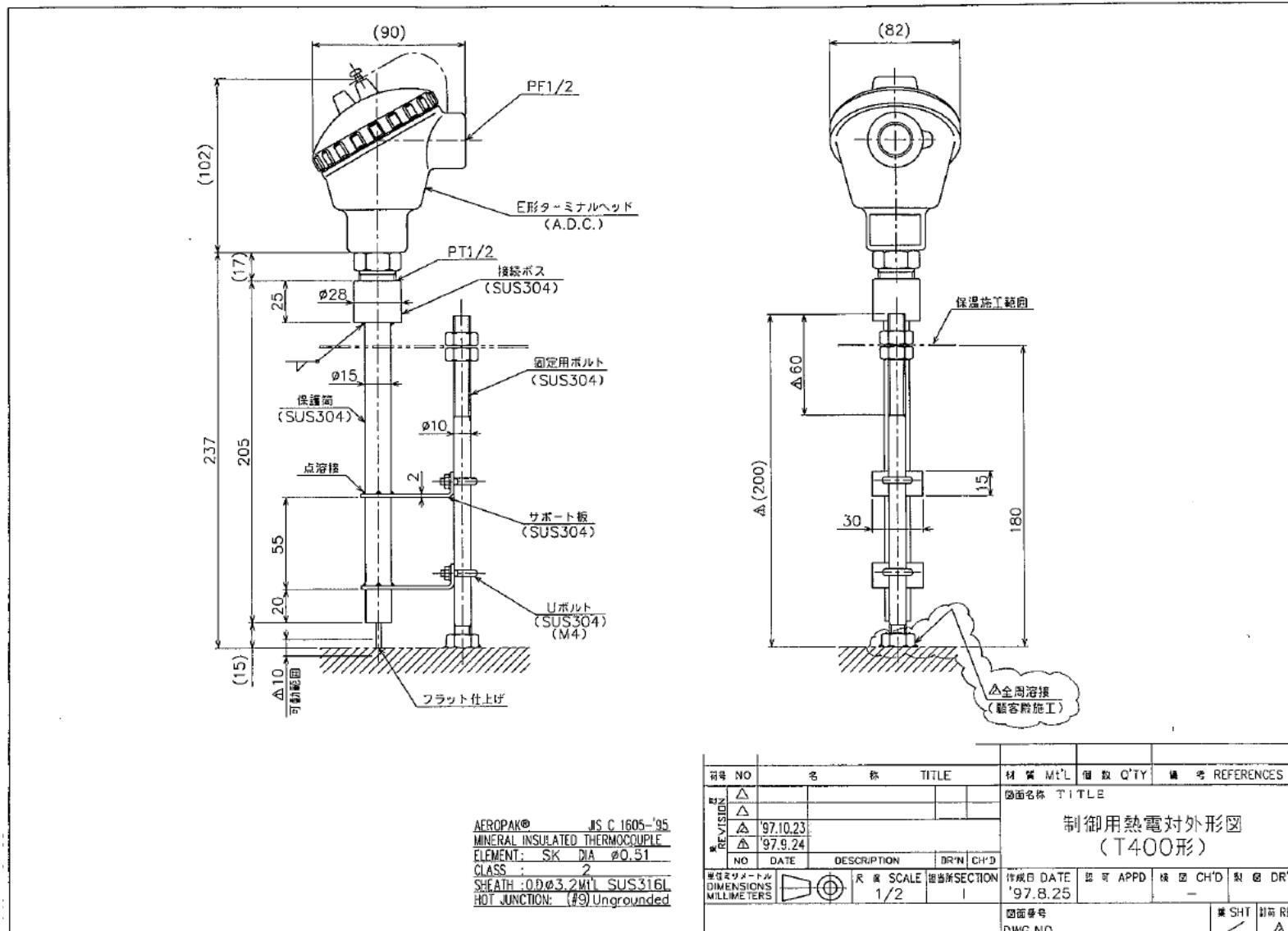


図 5 TE1602C09

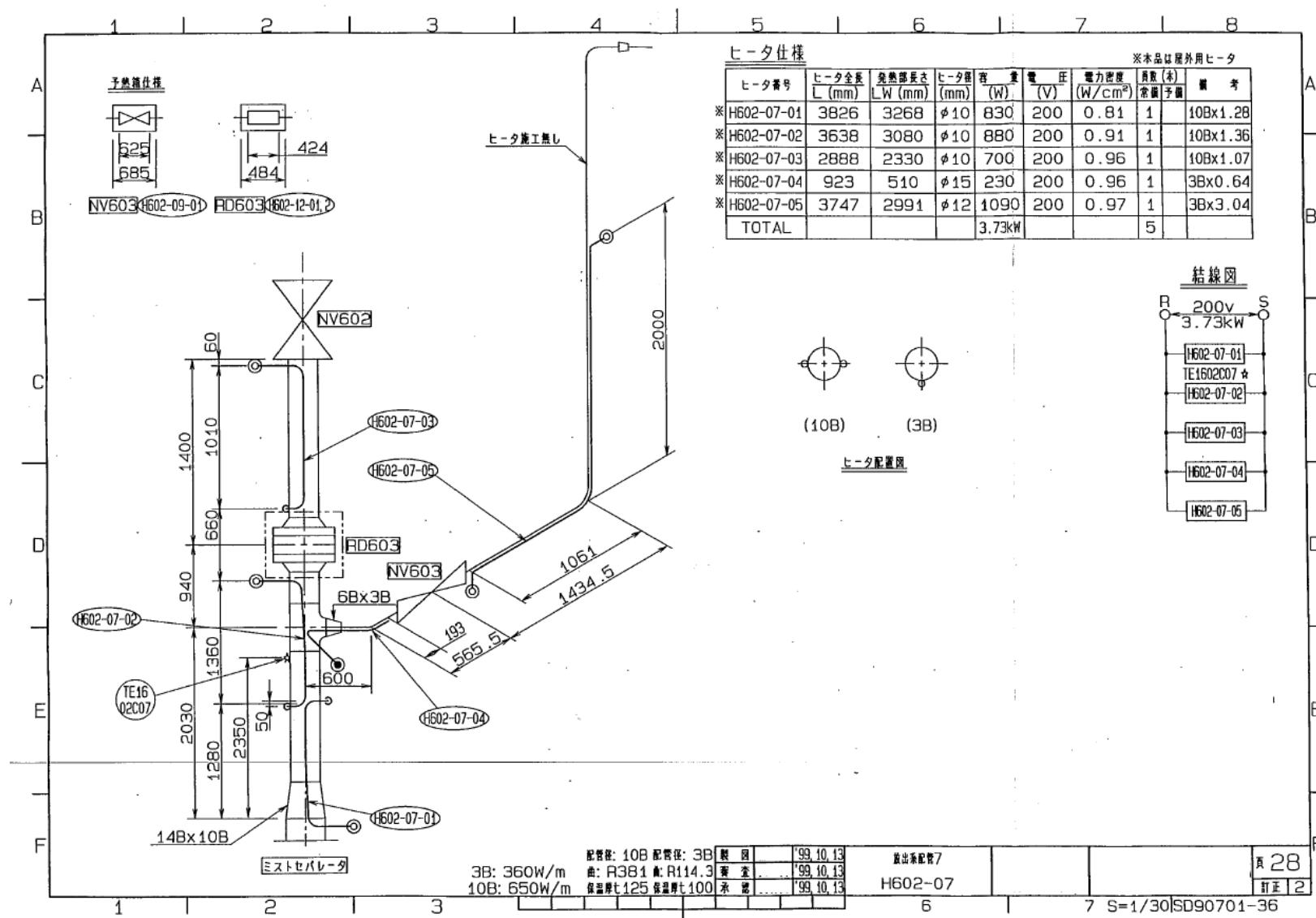


図 6 H602-07

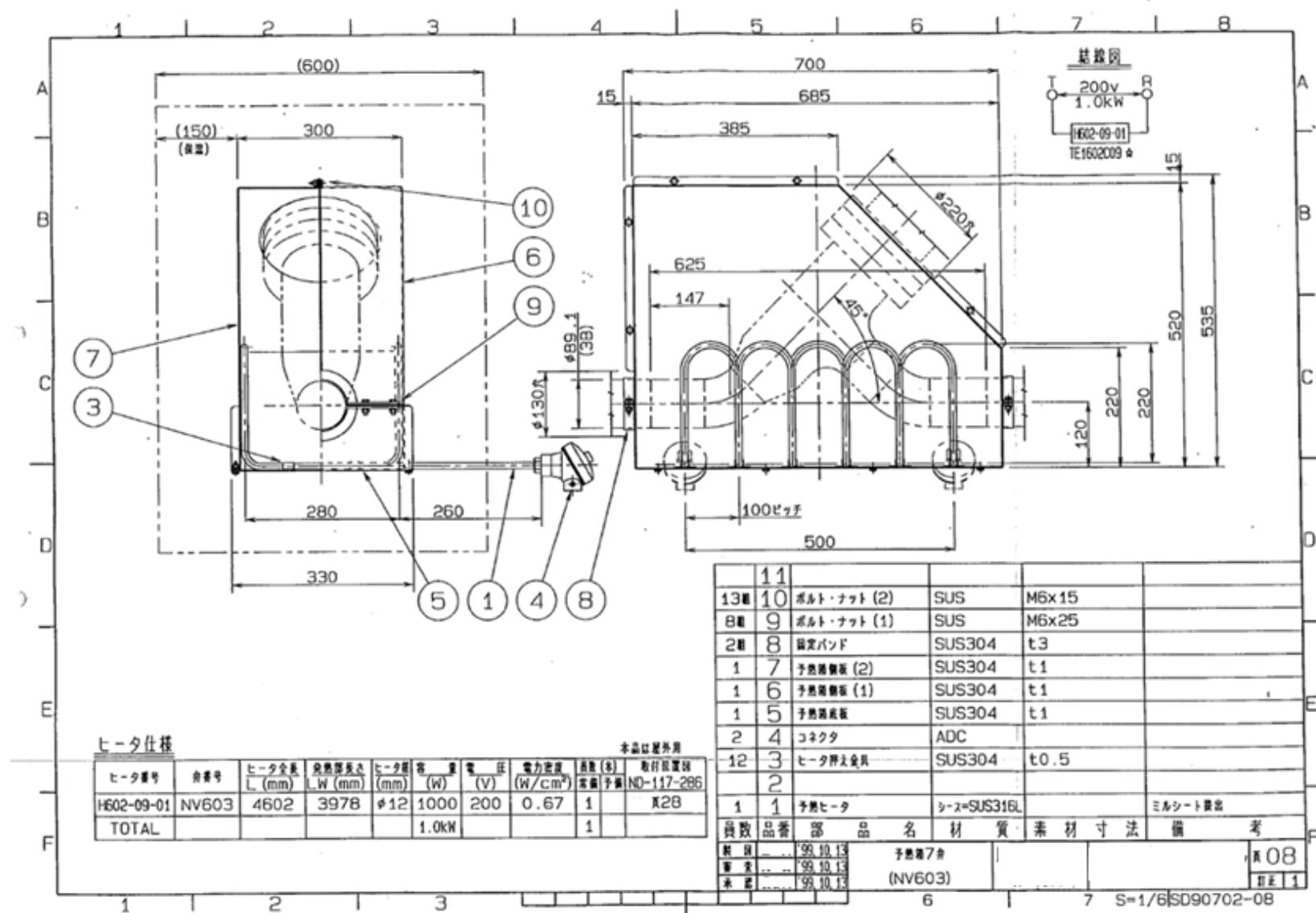


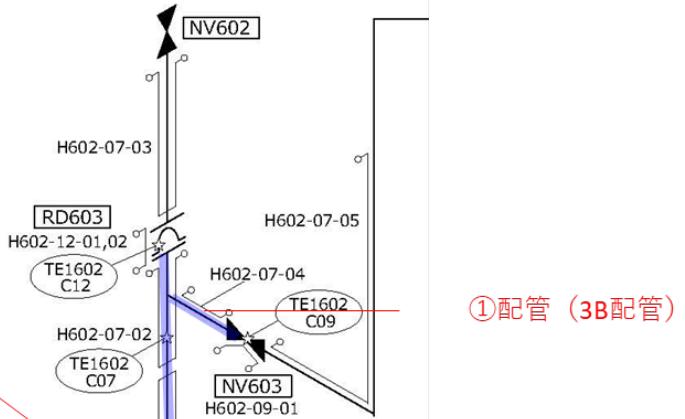
図7 NV603 外形図

①配管 (3B,4B,12B配管) 3層  
1層目 マイクロサーモ等  
2,3層目 ロックウール

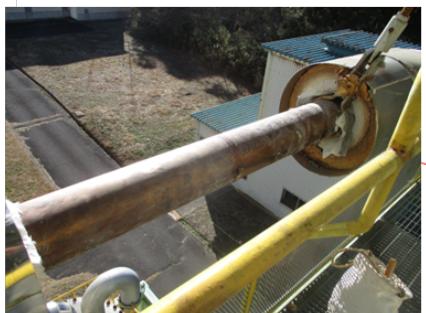
②RT上部鏡器  
ケイ酸カルシウム系 3層

③RT胴部  
ケイ酸カルシウム系 3層

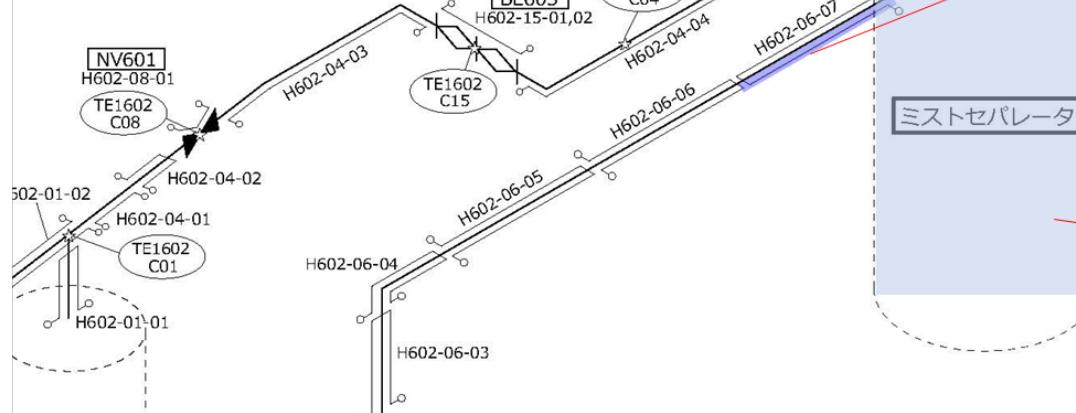
②RT上部鏡部



①配管 (3B配管)



①配管 (4B配管)



①配管 (12B配管)

③RT胴部

図 8 保温施工箇所

## 知的財産権特約条項

### (知的財産権の範囲)

第1条 この特約条項において「知的財産権」とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権（以下「特許権」という。）、実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権（以下「実用新案権」という。）、意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権（以下「意匠権」という。）、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）に規定する回路配置利用権（以下「回路配置利用権」という。）、種苗法（平成10年法律第83号）に規定する育成者権（以下「育成者権」という。）及び外国における上記各権利に相当する権利（以下「産業財産権等」と総称する。）

(2) 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律第3条第1項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法第3条に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利に相当する権利（以下「産業財産権等を受ける権利」と総称する。）

(3) 著作権法（昭和45年法律第48号）に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物（以下「プログラム等」という。）の著作権並びに外国における上記各権利に相当する権利（以下「プログラム等の著作権」と総称する。）

(4) コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成16年法律第81号）に規定するコンテンツで甲が本契約において制作を委託するコンテンツ（以下「コンテンツ」という。）の著作権（以下「コンテンツの著作権」という。）

(5) 前各号に掲げる権利の対象とならない技術情報のうち秘匿することが可能なものであつて、かつ、財産的価値のあるものの中から、甲、乙協議の上、特に指定するもの（以下「ノウハウ」という。）を使用する権利

2 この特約条項において、「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権、回路配置利用権及びプログラム等の著作権の対象となるものについては創作、育成者権の対象となるものについては育成並びにノウハウを使用する権利の対象となるものについては案出をいう。

3 この特約条項において知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第3項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める行為、プログラム等の著作権については著作権法第2条第1項第15号及び同項第19号に定める行為、コンテンツの著作権については著作権法第2条第1項第7の2号、第9の5号、第11号にいう翻案、第15号、第16号、第17号、第18号及び第19号に定める行為並びにノウハウの使用をいう。

(乙が単独で行った発明等の知的財産権の帰属)

第2条 本契約に関して、乙単独で発明等を行ったときは、甲は、乙が次の各号のいずれの規定も遵守することを書面で甲に届け出た場合、当該発明等に係る知的財産権を乙から譲り受けないものとする。(以下、乙に単独に帰属する知的財産権を「単独知的財産権」という。)

(1) 乙は、本契約に係る発明等を行ったときは、遅滞なく次条の規定により、甲にその旨を報告する。

(2) 乙は、甲が国の要請に基づき公共の利益のために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を国に許諾する。

(3) 乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が国の要請に基づき当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾する。

(4) 乙は、甲以外の第三者に委託業務の成果にかかる知的財産権の移転又は専用実施権(仮専用実施権を含む。)若しくは専用利用権の設定その他日本国内において排他的に実施する権利の設定若しくは移転の承諾(以下「専用実施権等の設定等」という。)をするときは、合併又は分割により移転する場合及び次のイからハまでに規定する場合を除き、あらかじめ甲に通知し、承認を受けなければならない。

イ 乙が株式会社である場合、乙がその子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社をいう。)又は親会社(同法第4号に規定する親会社をいう。)に移転又は専用実施権等の設定等をする場合

ロ 乙が承認TLO(大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律(平成10年法律第52号)第4条第1項の承認を受けた者(同法第5条第1項の変更の承認を受けた者を含む。))又は認定TLO(同法第12条第1項又は同法第13条第1項の認定を受けた者)に移転又は専用実施権等の設定等をする場合

ハ 乙が技術研究組合である場合、乙がその組合員に移転又は専用実施権等の設定等をする場合

2 甲は、乙が前項に規定する書面を提出しない場合、乙から当該知的財産権を無償で(第7条に規定する費用を除く。)譲り受けるものとする。

3 乙は、第1項の書面を提出したにもかかわらず同項各号の規定のいずれかを満たしておらず、かつ満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合、当該知的財産権を無償で甲に譲り渡さなければならない。

(知的財産権の報告)

第3条 乙は、本契約に係る産業財産権等の出願又は申請をするときは、あらかじめ出願又は申請に際して提出すべき書類の写しを添えて甲に通知しなければならない。

2 乙は、前項に係る国内の特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願を行う場合は、特許法施行規則第23条第6項及び同規則様式26備考24等を参考にし、当該出願書類に国の委託事業に係る研究の成果による出願であることを表示しなければならない。

3 乙は、第1項に係る産業財産権等の出願又は申請に関して設定の登録等を受けた場合には、設定の登録等の日から30日以内に、甲に文書により通知しなければならない。

4 乙は、本契約に係るプログラム等又はコンテンツが得られた場合には、著作物が完成した日から30日以内に、甲に文書により通知しなければならない。

5 乙は、単独知的財産権を自ら実施したとき、及び第三者にその実施を許諾したとき（ただし、第5条第2項に規定する場合を除く。）は、甲に文書により通知しなければならない。

#### （単独知的財産権の移転）

第4条 乙は、単独知的財産権を甲以外の第三者に移転する場合には、当該移転を行う前に、その旨を甲に文書で提出し、承認を受けなければならない。ただし、合併又は分割により移転する場合及び第2条第1項第4号イからハまでに定める場合には、当該移転の事実を文書により甲に通知するものとする。

2 乙は、前項のいずれの場合にも、第2条、前条、次条及び第6条の規定を準用すること、並びに甲以外の者に当該知的財産権を移転するとき又は専用実施権等を設定等するときは、あらかじめ甲の承認を受けることを当該第三者と約定させ、かつ、第2条第1項に規定する書面を甲に提出させなければならない。

#### （単独知的財産権の実施許諾）

第5条 乙は、単独知的財産権について甲以外の第三者に実施を許諾する場合には、甲に文書により通知しなければならない。また、第2条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者と約定しなければならない。

2 乙は、単独知的財産権に関し、甲以外の第三者に専用実施権等の設定等を行う場合には、当該設定等を行う前に、文書により甲及び国との承認を受けなければならない。ただし、第2条第1項第4号イからハまでに定める場合には、当該専用実施権等設定の事実を文書により甲に通知するものとする。

3 甲は、単独知的財産権を無償で自ら試験又は研究のために実施することができる。甲が甲のために乙以外の第三者に製作させ、又は業務を代行する第三者に再実施権を許諾

する場合は、乙の承諾を得た上で許諾するものとし、その実施条件等は甲、乙協議の上決定する。

#### （単独知的財産権の放棄）

第6条 乙は、単独知的財産権を放棄する場合は、当該放棄を行う前に、その旨を甲に報告しなければならない。

#### （単独知的財産権の管理）

第7条 甲は、第2条第2項の規定により乙から単独知的財産権又は当該知的財産権を受ける権利を譲り受けたときは、乙に対し、乙が当該権利を譲り渡すときまでに負担した当該知的財産権の出願又は申請、審査請求及び権利の成立に係る登録までに必要な手続に要したすべての費用を支払うものとする。

#### (甲及び乙が共同で行った発明等の知的財産権の帰属)

第8条 本契約に関して、甲及び乙が共同で発明等を行ったときは、当該発明等に係る知的財産権は甲及び乙の共有とする。ただし、乙は、次の各号のいずれの規定も遵守することを書面で甲に届け出なければならない。(以下、甲と乙が共有する知的財産権を「共有知的財産権」という。)。

(1) 当該知的財産権の出願等権利の成立に係る登録までに必要な手続は乙が行い、第3条の規定により、甲にその旨を報告する。

(2) 乙は、甲が国の要請に基づき公共の利益のために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を国に許諾する。

(3) 乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が国の要請に基づき当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾する。

2 甲は、乙が前項で規定する書面を提出しない場合、乙から当該知的財産権のうち乙が所有する部分を無償で譲り受けるものとする。

3 乙は、第1項の書面を提出したにもかかわらず同項各号の規定のいずれかを満たしておらず、さらに満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合、当該知的財産権のうち乙が所有する部分を無償で甲に譲り渡さなければならない。

#### (共有知的財産権の移転)

第9条 甲及び乙は、共有知的財産権のうち自らが所有する部分を相手方以外の第三者に移転する場合には、当該移転を行う前に、その旨を相手方に通知して文書による同意を得なければならない。

#### (共有知的財産権の実施許諾)

第10条 甲及び乙は、共有知的財産権について第三者に実施を許諾する場合には、あらかじめ相手方に通知して文書による同意を得なければならない。

#### (共有知的財産権の実施)

第11条 甲は、共有知的財産権を試験又は研究以外の目的に実施しないものとする。ただし、甲は甲のために乙以外の第三者に製作させ、又は業務を代行する第三者に実施許諾する場合は、無償で当該第三者に実施許諾することができるものとする。

2 乙が共有知的財産権について自ら商業的実施をするときは、甲が自ら商業的実施をしないことにかんがみ、乙の商業的実施の計画を勘案し、事前に実施料等について甲、乙協議の上、別途実施契約を締結するものとする。

#### (共有知的財産権の放棄)

第12条 甲及び乙は、共有知的財産権を放棄する場合は、当該放棄を行う前に、その旨を相手方に通知して文書による同意を得なければならない。

(共有知的財産権の管理)

第13条 共有知的財産権に係る出願等を甲、乙共同で行う場合、共同出願契約を締結するとともに、出願等権利の成立に係る登録までに必要な費用は、当該知的財産権に係る甲及び乙の持分に応じて負担するものとする。

(知的財産権の帰属の例外)

第14条 本契約の目的として作成される提出書類、プログラム等及びその他コンテンツ等の納品物に係る著作権は、すべて甲に帰属する。

2 第2条第2項及び第3項並びに第8条第2項及び第3項の規定により著作権を乙から甲に譲渡する場合、又は前項の納品物に係る著作権の場合において、当該著作物を乙が自ら創作したときは、乙は、著作者人格権を行使しないものとし、当該著作物を乙以外の第三者が創作したときは、乙は、当該第三者が著作者人格権を行使しないように必要な措置を講じるものとする。

(秘密の保持)

第15条 甲及び乙は、第2条及び第8条の発明等の内容を出願公開等により内容が公開される日まで他に漏えいしてはならない。ただし、あらかじめ書面により出願申請を行った者の了解を得た場合はこの限りではない。

(委任・下請負)

第16条 乙は、本契約の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせた場合においては、当該第三者に対して本特約条項の各条項の規定を準用するものとし、乙はこのために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、前項の当該第三者が本特約条項に定める事項に違反した場合には、甲に対し全ての責任を負うものとする。

(協議)

第17条 第2条及び第8条の場合において、単独若しくは共同の区別又は共同の範囲等について疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第18条 本特約条項の有効期限は、本契約締結の日から当該知的財産権の消滅する日までとする。